

藤沢市市営住宅条例の一部改正について
藤沢市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

2015年(平成27年)2月16日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市営住宅条例の一部を改正する条例
藤沢市市営住宅条例(平成9年藤沢市条例第9号)の一部を次のように改正する。
第47条第3号中「前条第1項第1号」を「第46条第1項第1号」に改める。
別表第4 遠藤第一住宅駐車場の項の前に次のように加える。

鵠沼住宅駐車場	藤沢市鵠沼海岸四丁目5218番368
---------	--------------------

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第47条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市市営住宅条例の規定による鵠沼住宅駐車場の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

この条例を提出したのは、鵠沼住宅に駐車場を設置し、市営住宅駐車場の用に供する等の必要による。